

第20節 保健衛生活動計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 被害状況の把握 2 被災地域及び避難所等における防疫指導 3 防疫用器具器材・薬品等の現状把握 4 防疫用器具器材・薬品等の確保 ⇨ 備蓄、業者、府等からの調達 5 住民への衛生指導及び広報活動	生活環境課 健康課 水道部浄水課 学校教育部 総務課

第1 計画の方針

災害発生時における防疫措置を迅速かつ適切に実施し、感染症の発生及び蔓延の未然防止に万全を期するものとする。

第2 防疫活動

市は、府と緊密な連携をとりながら、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症新法」という）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。なお、自らの防疫活動が十分でないと認められるときは、府に協力を要請する。

1 消毒活動

感染症が発生するおそれがある地区を重点的に消毒を実施するとともに、ねずみ族、昆虫等の駆除を行う。

2 生活水の供給

感染症の予防上、知事が生活水の使用を停止したときは、知事の指示に従い、その停止期間中生活水の供給を行うものとする。

3 住居等の消毒

被災地域等において感染症が発生し、又は無症状病原体保有者が発見されたときは、和泉保健所と連携し速やかに患者の住居及びその周辺の消毒を行う。

施 設 名	所 在 地	電 話
和泉保健所	和泉市府中町六丁目12 3	0725 41 1342

4 避難所の防疫指導

避難所内の防疫指導を行い、感染症の早期発見及び給食施設等の衛生管理並びに衛生的観念の普及徹底を図る。

5 臨時予防接種の実施

被災地区の感染症の未然防止又は拡大防止のため府の命令により市長は、予防接種の種類、対象者、期日又は期間を指定して、和泉保健所、和泉市医師会等の協力を得て、迅速に予防接種を実施する。

6 衛生教育及び広報活動

パンフレット等の配布、広報車の活用、また報道機関等を通じ、速やかに地域住民に対する衛生教育及び広報活動を行い、感染症の予防等に関する注意事項を周知させる。また、災害発生時においては、あらゆる機会をとらえ、防疫指導等を行う。

7 薬品等の調達・配布

災害の状況に応じて関係業者から消毒薬剤、害虫駆除薬剤等を調達し、消毒薬を配布するとともに、手指の消毒の励行等の感染症の予防に関する衛生指導を行う。

8 資器材の備蓄、調達

消毒用器具、器材は、定期点検により補充、整備に努めるものとする。また、大被害発生等により不足する場合に備え、事前に調達先を定めるなど協力体制の確立を図るものとする。